

平成30年度 第3回徳島県発達障がい者支援体制整備検討委員会 議事録

1 日 時

平成31年1月31日(木)

午後1時30分から午後3時00分まで

2 場 所

徳島県立みなと高等学園 3階 研修室

3 出席者

【委員】

橋本俊顕, 平田順子(代理出席), 奥田紀久子, 前田宏治, 中山けい子, 栞原優子,  
三宅旨抗, 横山敦子(代理出席), 阿部正治, 森下明実, 堤美代子, 南妃佐恵,  
濱田健二, 伊藤千代, 西本千枝子, 佐藤純子(代理出席), 丸岡重代

【事務局】

障がい福祉課, 発達障がい者総合支援センター, 教育委員会特別支援教育課

4 会議次第

i 開会

ii 挨拶

iii 議事

(1) 徳島県発達障がい者総合支援プラン(第2期)成案(案)について

(2) その他

事務局	議事1について説明
会長	ただ今、説明いただいた「徳島県発達障がい者総合支援プラン成案（案）」とパブリックコメントへの回答（案）について、ご意見ございませんでしょうか。
委員	代理で出席させていただきましたので、今、意見を申し上げるのはどうかと思うんですが、とりあえず次の時にでもご検討いただければと思うんですが、この発達障がいのことに関しまして成人で問題になっているのは、二次障がいということでありまして、二次障がいで様々な不適應を起こして、その二次障がいの一つにひきこもりという症状があります。この度のプランでは社会参加のところでひきこもりを非常に大きく取り上げていただいて、ひきこもりを抜き出しているイメージもあるかと思うんですけど、ひきこもりへの対応がひいては二次障がいへの対応ということで、成人のことでありましたら、周産期メンタルヘルスということで、女性の産後鬱とか自殺が多かったりということで、女性の発達障がいと周産期メンタルヘルスという課題もあったりとか、あるいはDVとか虐待のベースにも親の発達障がいのことが大きく横たわっているという状況がありますので、二次障がいの一つのひきこもりというとらえ方をさせていただきまして、成人での大きな課題は二次障がいであるということで、ひきこもりだけではありませんので、ご検討いただけますようよろしくお願いいたします。
事務局	今回、ワーキング等も通じまして、ひきこもりが大きな課題だろうと成人期のところでは大きく取り出してきたところだろうと思います。おっしゃるように、二次障がい全体も含めて取り上げるべきだろうということも頭に置かせていただいて、今回のプランにそこまで反映するのは時間的にも難しいと思いますので、また次回以降、そういった点も念頭に進めてまいりたいと考えております。
会長	二次障がいという大きな点についてご指摘いただきましたが、その一部は36ページに少し対応などが掲載されています。他にはいかがですか。
委員	パブリックコメントを受けて概要版を作成するのはとてもよい取組だと思います。概要版はどのあたりをターゲットにして、どういうところでどのくらい配布するのか、計画があれば教えてください。
事務局	まだ印刷部数等を決めているわけではないですが、プラン自体は1000部程度印刷する予定にしていますので、プランを配る関係機関等とか、その他、啓発活動の際にも配りたいので、予算との関係もありますが、できるだけたくさん配りたいと考えています。
委員	パブリックコメントでこういうコメントがあったということは、関係機関以外のあまり専門的知識のない方々にも分かりやすいレイアウトや内容にしていくと、

多くの県民の方々の理解が深まっていくのではないかと思います。

会長 ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

委員 ヘルプマークについておうかがいしたいのですが、プランの中には「ヘルプマークの周知・活用」という文言が入っていますが、実際のところどの程度周知・活用されているのか、何か調査やデータがあるのでしょうか。それと、具体的な取組はどのようなことを考えているのでしょうか。

事務局 ヘルプマークは、一番初めに平成24年に東京都が導入しまして、徳島県も平成28年4月から内部障がいのある方や妊産婦の方など、支援や配慮の必要な方に身につけていただき周囲の方からの支援を求めるといったものです。県からまずは市町村に配布して周知・啓発に努めているところですが、それがどれだけの個数かというデータは手元に持っておりませんが、配布に取り組んでいるところです。平成30年度においては、四国4県の連携事業としてヘルプマークの周知・啓発をしております。公共交通機関、たとえばJR四国の車内広告で啓発をする取組を行いました。また、県内のバス事業者にお願いして、バスの中にヘルプマークの広告を掲示させていただいて、県民への周知を行いました。さらに、昨年12月には徳島駅前通勤時間帯を狙って、啓発パンフやティッシュを配布いたしました。これからの取組としては、対象の交通機関をもう少し広げて、2月頃に実施しようと考えています。

委員 ヘルプマークに関して、災害時の対応を教えてくださいたいのですが、慌てて避難所に逃げた場合には、普段ヘルプマークを使っている人も持たずに逃げることもあろうかと思うんですが、避難所などで希望があればその場でヘルプマークを配布する体制を作るような話はあるのでしょうか。

事務局 確かに、災害時における要配慮者への支援は非常に重要であると思います。特に、一般避難所だけでなく福祉避難所でどういう支援をしていくかというのは非常に重要であると思いますが、正直なところ、そこまでの議論はまだまだこれからであると思います。ただ、市町村にもヘルプマークの配布をし続けていますので、市町村の理解も頂きながら、今お話しいただいたような発災時における取組を進めていくべきであると思います。

会長 他にございませんでしょうか。

委員 先ほどひきこもりのことが話題になりましたが、精神保健福祉センターでは、ひきこもり当事者の方の「きのぼり」という当事者活動をしておりますのと、やはりご家族の理解をまず頂いて当事者へも出て来ていただくという形での対応をしております。なかなか市町村とか新聞とかにこのような内容を啓発しても、来て

いただくのが難しいということで、家族教室や親の会という形で、まずご家族のご理解を頂くという取組も進んできています。各関係機関の中でそういった対象者の方がいらっしゃれば、ぜひ精神保健福祉センターにご一報いただくなり、ご家族からご相談いただくなり、来ていただきましたら職員が面接などの対応をさせていただきますので、よろしくお願ひします。

会長 ひきこもり以外のいろいろな精神障がいの発症もありますが、その点についてご意見ございませんでしょうか。

委員 意見というより質問ですが、36ページにある、精神保健福祉センターさんの「ひきこもり対策連絡協議会」の開催とか「ひきこもり支援に携わる人材の養成研修」の実施については、今やっていることの継続ということでしょうか。

委員 連絡協議会は今までもやっているのですが、人材の養成研修は来年度、新規に事業を開始する予定です。

委員 わかりました。ありがとうございます。

会長 ひきこもりにはいろいろな原因がありますが、発達障がいが認識されずになっている方も相当数いらっしゃると思います。  
それでは、さかのぼりまして、早期・乳幼児健診のところ、何かございませんでしょうか。

委員 パブリックコメントにも「子どものうちに発見することが大事なようなので、小さいときの健診等の充実を」とあります。各市町村の保健師は、乳児期からの乳幼児相談、一歳半健診、三歳児健診などにおいて早くから気はつきますが、お母さんにどう受け入れてもらうか、タイムリーにしないとなかなか受け入れてもらえずトラブルが起こったりするので、母子保健担当になるとどうすればお母さんに理解して受け入れていただけるのかと常に葛藤している状況です。しかし、大きくなって社会に出て行った時に挫折するというのが問題なので、小さいときからわかっているならば早くから対応できるということは、全体的な流れの中で見るとよくわかるのですが、今は子どもの数も少なく、他の子どもの様子がどうなのかがお母さんにはわからないので、自分の子どもだけ見ている状況で障がいの受入が厳しいままのお母さんに何もアプローチできず小学校に上がってしまうということがあります。徳島市には幼・保・小・中の連絡会がありますので、そこで先生方にはお話しする機会がありますが、なかなかお母さん方には理解していただけないというのが現状です。小さいときの気づきが大事なことはわかりますので、引き続いて、できるだけ早くお母さんに気づいていただいて対応できるように各市町村の保健師はやっていかなければならないと思います。

委員 私は学校保健が主な専門領域でしたので、母子保健からは上の年代の児童・生徒

・学生を見てまいりまして、もうちょっと早くいろいろな対応ができていれば、おそらくうまく適応できていたんじゃないかなという学生たちをよく見ます。個人的なことで申し訳ないんですが、最近、私に初孫が生まれまして、娘が孫を子育てしている様子を見ていますと、若いお母さんたちのコミュニケーションツールというのは、ほとんどSNSやインターネットなんです。インターネットを見ると、発達障がいを含めていろいろな病気や障がいのとてもネガティブな情報や誤った情報が本当にたくさんあって、それを見たお母さんがものすごく不安になる。だけど、面と向かって保健師さんに相談するのはなかなか敷居が高くて相談しにくい。それで、SNSでのやりとりのような状況の中で、情報過多または誤った情報による不安の中で子育てをしているという状況がよく見えてきます。そういう若いお母さんのコミュニケーション手段に近寄った、たとえば匿名でメールで相談できるというような、具体的な対応っていうのができたらいいのではないかと思います。すでにされているのかもしれませんが。

委員

私の場合は、保育士や幼稚園教員の養成をしているということもあって、授業でもこういったものを専門的に取り上げていたり、実習で保育所や幼稚園をしょっちゅう回っているということもあって、いろいろな現場の保育士さんたちの声を聞く機会が多くあります。その中で、保育士や幼稚園の先生たちは大勢の子どもたちをずっと見てきているので、そういう特性があればすぐに気がつく。なかなか診断名をつけることができないので、「気になる子」という表現をされているわけですが、保護者に自己理解を勧めるために、何らかの情報提供とか話をしたいと思っても、聞く耳を持ってもらえない、そういった言葉を出すだけで不信感、関係が悪化してしまうとよく言われます。そういった時に、ある意味「権威のある人」、専門家とかに相談する機会がもう少し手軽にあれば、お母さん方ももう一步踏み込める可能性があるのではと思います。また、うちもまた二人目の孫が生まれるんですが、親がよくSNSを使っているのは確かです。ですから、子育て支援センターとかに、QRコードでアクセスするとちゃんと相談にのってくれる、適切な情報を提供してくれる、スマホに特化したようなサイトでしっかり情報が受け取れる、相談ができる、もしくは機関を紹介してくれるような小型のサイズの端末をさりげなく置いておく。「読んでごらん」というと抵抗があるので、さりげなく置いておいて、ふと目にしたときに手にとってもらうというような方法も有効なのではないかと思いました。

委員

私も、長年行政におりまして、退職後に児童発達支援の現場で仕事を始めて3年目になっています。そういう現場で感じるいろいろなあるんですけど、二つほど質問させてください。  
まず一つ目なんですけど、就学期の取組や課題の中で、インクルーシブという言葉が出てきますが、やはり私どもの施設でこの4月に就学を迎えるお子さんも結構いらっしゃいます。その際、どこに就学するかという保護者の悩みは大きくて、いろいろな情報を集める中で、自分の希望と折り合いをつけながら決めてはいくん

ですが、そこで私がすごく感じるのは、市町村の教育委員会の受入というか、対応の格差です。これを事務局におうかがいするのはどうかなと思うんですが、このインクルーシブが実際県下でどれほど浸透して、どういう風に進められているのかを教えてください。

二つ目は、保護者支援です。31年度も幼児期の保護者を対象とした事業を実施ということですが、これは何か新規事業をお考えなんでしょうか。ハナミズキの方におうかがいします。この保護者支援というのは、私たちにとってもとても難しいし、児童発達の施設は確かに子どもの発達支援をきっかけに関わるんですけど、私自身は、保護者を支援することが大半かなと日々感じています。今、当施設に通ってきている子どもたちで、双子の子どもさんが3組ほどいらっしゃるんですけど、一人でも大変な子育てをしている保護者の方が、その子どもさんの数が増えると、おそらく2倍以上の大変さを抱えているんだと思います。ご兄弟で当施設に通われている方もいらっしゃいます。そのような保護者を対象とした支援を考えていただけるとありがたいと思います。

事務局

まず、インクルーシブ教育というのは、文科省はインクルーシブ教育システムという言い方をしています。国は、通常学級、特別支援学級、特別支援学校、通級による指導と多様な学びの子どもがいる中で、それぞれの子どもに合った学びができるシステムのことをインクルーシブ教育システムと呼んで進めています。そのシステムを構築するに当たりまして一番大きく変わったのは、平成25年に学校教育法施行令が一部改正になりまして、従来、特別支援学校に就学すべき子どもさんについて、それまでは原則として特別支援学校への就学が義務づけられていたものが、平成25年に法律が変わりまして、基本的に特別支援学校への就学をしなくてもかまわない、子どもたちの状況に応じて、保護者の意向に応じて適切な就学先を市町村で判断してくださいと180度就学の仕方が変わっています。それが一番大きな改正だったと思います。保護者の意見をしっかり聞いて、子どもの状況をしっかり見て、市町村の教育委員会が自分のところの市町村の教育支援委員会で子どもの就学先を判断していくというシステムになっています。

平成19年に特別支援教育が始まってから特別支援教育に関する理解もずいぶん進んで、昔は、特別支援学級や特別支援学校に就学という話になりまして、「いやいや、それはちょっと待ってください」という保護者の方もたくさんおいでたという話は聞いているんですが、今現在、特別支援学級については、小中学校併せて2,351名、過去最高人数になっております。これだけ子どもの数が減っているにもかかわらず、特別支援学級、特別支援学校に在籍している子どもさんは増え続けている状況です。これからも小中学校全体の子どもの数はどんどん減っていきますので、この傾向がいつまで続くのか見えにくいところですが、特別支援教育はある程度認知されたのではないかと思います。

一方、おたずねのインクルーシブ教育の状況なんですが、市町村ごとに差があるのではないかとのおたずねですが、市町村の機能としては、24市町村に教育支援委員会が設けられています。医師を含む専門家や学校関係者、有識者の方々

の中で子どもたちの就学先を決定していくというシステムは、一応、すべての市町村が持っている状況です。仕組みとしては、すべての市町村で子どもたちの障がい状態等を判断する教育支援委員会があり、保護者のニーズ等を聞き取って、その判断をもとに県の教育委員会に上がってくる子どもさんもいるし、地元の特別支援学級で勉強する子どもさんもいるという仕組みは、今のところすべて整っているという現状です。対応については、市町村の教育委員会には丁寧に対応していただけるようお願いしているところですが、実際、委員がお気づきの市町村の対応に差があるというポイントはどのようなところでしょうか。

委員

確かに、全市町村にそういう仕組みが整っているということは、私も承知しております。私がお話ししたかったのは、その仕組みに上がる前に、保護者の方が地元小学校の支援学級を見学に行ったときの学校側の対応であったり、もちろん幼稚園も含めてですけど、当施設に通園しているということで最初から「うちに来るのは無理でないですか」とあからさまに言われた保護者もいらっしゃいますし、「1対1では付けませんよ」とか、いろいろと保護者にとっては不安をあおるだけのような言葉をかけられたと。今年度、特にそれを感じる傾向がありまして、すっきりしない、どうなっているのかなと思うところです。

事務局

保護者の方への対応が十分ではない学校もいくつかあるというお話だと思います。各学校については、特別支援教育の推進を大きな柱として掲げていると私は認識しているところです。

32ページをご覧ください。「施策の方向・具体的取組」の幼・小・中学校での取組で、『『ポジティブな行動支援』の考え方の浸透を図り、各園・学校全体でその取組を推進』と教育委員会から提示させていただきました。「ポジティブな行動支援」という言い方は聞き慣れないかもしれませんが、学級とか学校全体で障がいの有無にかかわらず、目標をしっかりと共有して、指導が難しい子どもさん、なかなかわかりにくい子どもさんにもわかるように、肯定的で適切な具体的な行動内容を設定し、学校全体でしっかりと共有していくという取組です。3年ほど前から東みよし町でモデル的に実施して、東みよし町に4校あるんですが、最初は加茂小学校1校で始めた取組なんですが、今年度は東みよし町すべての学校でこの取組が広がって、今は、鳴門市や石井町の学校でもやりたいということで広がってきています。来年度以降、県下すべての小中学校で実施していこうと考えています。

先ほどの「インクルーシブ」には直接関係のないような話に聞こえるんですけど、実は、インクルーシブというのは、その子どもたちがその発達や障がいの状態に応じて学ぶことができるシステム、それをすべての学校が支援の必要な子どもたちでもできる目標をしっかりと共有できる、その中で子どもたちが主体的に活動できるというような考え方の取組です。もちろん、就学について不安な保護者の方もおいでるんですけど、実際、小学校に上がったとき、自分たちの子どもでも、障がいがあっても、特別なやり方でその子どもだけ別に教育するのではなく、皆

の中で教育を受けることができる、すべての子どもが必要な配慮を受けているというのが理想だと思うので、その先鞭になるようなことを心がけて進めていこうと考えています。

委員 私も立場上、いろいろな保護者のお話を聞く機会がありますが、個人の資質に任せてしまっていると、親の気持ちや立場、心情に寄り添うことができない人がたくさんいるんですね。言った方は別に傷つける意図はなくて言っているのかもしれませんが、結果的には、すごく不安でしょうがない、心細い、そういった人にそういう何気ない言葉がどれだけ酷く突き刺さるのかということが理解されていないというのが原因だろうと思うんです。個人の資質に任せるのではなく、それこそ体制として、そういう対応に当たる場合のマニュアル、基本的な対応方針であるとか研修であるとか、そういったものをしていかないと質の担保ができないと思うんです。言ったその個人が悪いんですと言っても、それで救われるかというところではないわけですから、そういう意味での体制はきちり作っていかなければいけないと思います。

事務局 続きまして、幼児期の保護者を対象とした事業の関係のご質問を頂いたんですが、新規事業ではなく現在も実施しております「幼児期関わり支援事業」とか「のびっこ学級」「すくすく教室」とか、ペアレント・メンターを活用した地域の子育て支援で「子育てサポートミニ講座」、「グループ相談会」などのことを書いています。

会長 基本的に、保護者に寄り添っていくということが大事かと思っています。保護者の方もなかなか見えにくいところがあって、非常に不安が強いものですから、その点は十分に我々専門家と言われる者も注意していかないといけないなと思います。子どもは非常に減っているんですが、特別支援教育を受ける対象の子どもの数はほとんど減っていない状態で、比率的には非常に高くなってきているということです。その原因ははっきりとはわかりませんが、保護者も最初から支援学校を希望されるという、保護者の理解も広がってきているということは確実であろうと思います。ただ、距離的な交通の負担とか、共働きでなかなか難しいところもあるので、やはり保護者の方は近くの学校に行かせたいと思っておられる。私の希望としては、スクールバスをもっと増やしていただいて、もっとスムーズに支援学校に行けるような流れを作っていただくということも非常に大事なことかと思っています。私が診ている患者さんも、交通の手段とかいろいろな点で非常にハンディが大きいということを言われています。「当たるか当たらないかわからないので、地元を選びました。」というような話を聞くこともあります。他に、成案についてご意見はございますか。

委員 概要版の「就学期における支援の充実」というところで、「校種間の円滑な引継ぎ」という欄がありますが、「各学校間の『個別の教育支援計画』引継ぎ」とご



ざいます。現場の感覚から言うと、「個別の教育支援計画」と、もう一つ、「個別の教育指導計画」というのがございますが、概要版に「個別の教育指導計画」を載せていないのは何か意味があるんでしょうか。

事務局 概要版に記載しているのは、プラン本文の第3章、施策の方向・具体的取組の左側の「概要」の項目ですので、こういう形になっています。プラン本文には、平成31年度からの取組として、「支援計画」と「指導計画」の両方を記載しています。

委員 「指導計画」に関しては、市町村によって立場が違って、保護者の同意を求めるところと求めないところがあるんですね。求めていない、同意を得ていないのに学校間で引き継いでしまうのは問題があるんじゃないかと思います。「指導計画」はもともと引き継ぐためのものではないので、ここに入れるのはどうなのかなと。

委員 はい、よくわかりました。

委員 次回のプランへの反映ということで結構なんですけど、プランの基本理念が「障がいのある人もない人も」とありますが、発達障がいに関しても新たなステージに突入しているということで、乳幼児期に発見されるような重い障がいのある人、それとスルーしてきて成人になってからグレーゾーンということで生きづらさの面で顕在化してくる方があるということで、大きく二つに大別される場所かと思っています。今、社会的にも大きな課題になってきているのは、グレーゾーンの、成人期になっていろいろな生きづらさを抱えている方の問題です。障がいがある、重い障がいの方への対応については、関係者の皆様方、本当に立派に取り組まれていて、レベルの高いところまで達してきているかなと思います。新たなステージにおきましても、グレーゾーンの方への対応、グレーゾーンの方の障がい特性は誰もが自分の中に持っているものですので、その障がい特性が顕在化しないような生活をどうやってしていったらいいかという予防的観点もこのプランの中に盛り込んでいただくのがいいのかなと思います。

今の若いお母さん方であればスマホにさらされているような、メディアとの持続時間の長い方たちが子育てをしているとなりますと、脳の前頭前野が発達しにくい時代になっていますので、障がいがある、顕在化しやすい時代背景です。学校現場においても、先生方も非常にストレスが多くて大変な思いをする中でどうしても心ない言葉を発してしまうのではないかということも考えられるところですので、基本理念に「障がいのある、ない」と分けられる時代ではない、障がいと決めつけるだけではない新たなステージに突入しているのではないかと思います。次回のプランでもいいのですが、障がいの顕在化しにくい、脳の発達を促進するような予防的な側面もプランの中に盛り込んでいただければいいと思います。

事務局 基本理念につきましては、県の「障がいのある人もない人も暮らしやすい徳島づ

くり条例」からとっておりまして、前回のプランから踏襲して定めているところ  
です。プランの中身につきましては、「予防的」という考え方につきましては、  
ぜひ今後の参考にさせていただきたいと思います。

会長

非常に難しいところですね。障がって何かという定義から入っていかないと、  
今のレベルでは、自分自身が非常に困っているか、自分自身が気がついていない  
けれど周りが非常に困っているか、それが障がいのあるかなしかのところと思  
いますので。非常に緩やかに考えれば、個性が強いととれる方もおいでますし、な  
かなか白黒つけがたいところなので、あまりそこを追求すると嫌な方もおいでま  
すし、微妙なところで、まだこれから先、非常に大きな問題だろうと思います。  
世の中どんどん情報の量・スピードが増加し、今までは対応できていた人ができ  
にくくもなっている時代です。しかし、最近はゲームで生活が成り立つような時  
代にもなってきています。世の中どう変わっていくか微妙なところですので、グ  
レーゾーンの方の問題は今後の課題だろうと思います。  
いろいろなご意見を頂きまして、ありがとうございました。  
成案(案)、パブリックコメントの実施結果(案)、概要版(案)につきまして、  
ご意見が他になればお認めいただいてよろしいでしょうか。

全委員

(異議なし)

会長

それでは、第2期の成案を議会に提出させていただきます。  
また議事録については、ホームページで公開させていただきます。